税制改正の基本的見解

■ 日本経済の成長促進 ■ 財政の早期健全化

■ 一億総活躍社会の実現(人口減少・少子高齢化への対応)

Ē

の ■ 社会保障制度の持続可能性の向上
■ 地域創生
■ 東日本大震災・熊本地震の教訓を踏まえた国土強靱化

■ 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める

■ 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

■ 国税と地方税の役割を基本から見直す

改革の進め方

②地域経済の活力向上

■ 法人税改革は国際的競争力向上を意識して行う

■ 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める

■ 中部圏の活力の向上

4)合理性を欠いた税制の見直し

■ 中部圏の日本全体の発展への貢献

平成30年度税制改正に向けての意見

1. 企業の活力向上に資する税制の整備

(1)企業の国際競争力向上

【重点要望項目】

- ①法人実効税率は、アジア諸国並みの20%台前半へ早急に引き下げるべき。
- ②課税ベースは、縮小努力を行うべき。法人実効税率引き下げの代替財源は、消費税を含む租税体系全体で 合理性の高い改正を行い確保すべき。
- ③欠損金の繰越控除制度は、大企業も全額控除可能とすべき。控除期間は欧米並みの20年以上とすべき。 繰戻還付制度は、大企業でも利用可能とすべき。繰戻期間を延長すべき。
- ④減価償却制度は、定率法の償却率を引き上げのうえ、定率法を今後も維持すべき。

①法人実効税率の確実な引き下げ

- ⑤**貸倒引当金制度**は、適用法人の限定を解除すべき。
- ⑥受取配当の益金不算入制度は、全額益金不算入とすべき。
- ⑦マザー工場機能の整備・拡充のための設備投資や、雇用の増加に対する優遇税制を設けるべき。
- (2) 中小企業の活力向上
- ①事業承継税制は、非上場株式の評価方法の見直し等、使い勝手の向上を図るべき。

円滑な事業承継が可能となるよう、関連する資産課税のありかたを再考するべき

- ②雇用促進税制は、対象地域や雇用要件を見直した上で恒久化すべき。
- ③事業所税は、時代に逆行するものであり創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。
- (3) 未来投資の促進
- ①パテントボックス税制を創設し、知財の蓄積や技術開発を促進すべき。
- ②研究開発税制は、企業が利用しやすいよう制度の見直しを継続するとともに、周知方法の改善を期待したい。
- ③**ベンチャー投資促進税制**は、ベンチャー企業への直接投資も対象とするなど要件緩和を行うべき。
- (4) 国際課税
- ①BEPS対応の制度構築にあたっては、企業の事務負担の軽減、二重課税の回避、提出した情報の機密保持 等に向けた配慮をお願いしたい。
- ②外国子会社合算税制(CFC税制)については、企業の実務負担に配慮しつつ、本来わが国で納めるべき税 を意図的に回避する行為のみを合算課税の対象とするよう、見直しを継続していただきたい。
- ③国際課税をめぐるトラブルについては、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに 行うべき。
- ④外国税額控除制度については、繰越期間を延長するなどの改善を図るべき。
- ⑤海外所得の国内還流を促進する税制は、益金不算入割合を 100%に引き上げる等の見直しを行うべき。

2. 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備

- (1) 一億総活躍社会の実現
- ①相続税は、都市部を中心に個人や中小事業主への負担が増加しており、事業承継への影響も考えられること から、課税強化については見直すべき。
- ②贈与税は、資産承継を促し若年世代が消費支出を拡大できるよう税率を引き下げるべき。
- (2) 地域の自立性の強化、税収の偏在性の是正
- ①**地方法人二税は縮減**し、代わって**地方消費税の拡充**を図るべき。
- ②寄附税制について、「企業版ふるさと納税」の十分なPR活動等に期待したい。
- (3)地域経済の活力向上
- ①地方拠点強化税制は、名古屋市や関西圏の主要都市等の地域を対象に含め、平成30年3月末までの期限を延 長するべき。従業員数や雇用者数に関する要件を緩和するべき。オフィス減税の特別償却、税額控除を引き上 げるべき。
- ②雇用促進税制は、対象事業所を拡大した上で恒久化すべき(再掲)。
- ③事業所税は、地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき(再掲)。

- ④固定資産税の償却資産への課税は、行政サービスとの直接的な受益関係を見出しにくいため廃止すべき。 廃止できない場合は評価額の最低限度(取得価額の5%)を、法人税と同様に備忘価額(1円)とすべき。
- **⑤法人事業税の外形標準課税**は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき。
- **⑥空き家の増加を抑制する税制**を整備すべき。

③国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

- ⑦空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置を検討すべき。
- ⑧地域経済の担い手の設備投資を促進する税制として、建設事業者の重機等への投資に対する税制優遇措置 を整備すべき。
- (4) 中部圏の活性化に資する税制
- ①総合特区制度は、「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に関する税制優遇措置を拡大すべき。
- ②中部圏の産業高度化に資する税制として、研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の 軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充等を行うべき。

3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

- (1) 既存税制の周知方法の改善、使いやすさの向上を図るべき。
- (2) 工場、オフィス等の耐震化など企業が自主的に行う防災・減災対策を促進する税制を創設すべき。

4. 合理性を欠いた税制の見直し

- (1)事業所税は、時代に逆行するものであり創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき(再掲)。
- (2) 固定資産税は、償却資産への課税を廃止すべき(再掲)。
- (3) 外形標準課税は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき(再掲)。
- (4) 印紙税は、電子商取引が一般化する中、その合理性を失っているため廃止すべき。

5. 実効性のある消費税制の整備

- (1)税率については、2019年(平成31年)10月に10%への引き上げを確実に実施すべき。今後、税率を10% 台半ばないし後半まで引き上げるべき。
- (2) 使途は、当面は社会保障費などに充当すべき。ただし、目的税とすべきではない。
- (3) 逆進性緩和策は、簡素な給付措置の拡大、給付付き税額控除制度を中心に、そのあり方を再検討すべき。
- (4) 仕入税額控除については、所謂 95%ルールで縮小された適用範囲を再検討すべき。
- (5) 税率引上時の配慮措置は、高額商品の購入に関連する税負担の軽減や、消費税の納税回数を増やす等の自 由度の高い納付条件の整備を検討すべき。

6. 個別の重要な税制の整備

- (1)**グリーン投資減税**について、対象法人を大企業まで拡大し、平成30年3月末までの期限を延長するべき。
- (2) 燃料電池自動車については、減税、補助金等の継続を期待する。燃料供給インフラについても税制面での さらなる負担軽減策を期待する。
- (3) 自動車関係諸税について、課税の多重性の解消、体系的な整理・簡素化を行うべき。また、環境性や安全 性の向上を促進するような税制面での配慮をお願いしたい。

7. 税務負担の軽減

- (1) **申告調整事務の軽減**が図られるべき。
- (2)減価償却資産事務について、耐用年数区分の簡素化・明確化が図られるべき。
- (3) 地方税の納付事務について、手続きや窓口について簡素化が図られるべき。
- (4) 申告・納税の電子化推進は、企業の納税事務の負担が確実に軽減するよう配慮をお願いしたい。
- (5) マイナンバーを有効活用した、納税業務の効率化を行うべき。